

## 八尾市水道局告示第38号

水道メーター計量業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市水道局契約規程（昭和47年水道局管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月11日

八尾市水道事業管理者 赤鹿 義訓

### 記

#### 1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 水道メーター計量業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年10月1日から令和年11年9月30日
- (4) 入札回数 3回打ち切り

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「その他」、小分類「メーター検針・集金等」で登録されていること。
- (2) 平成26年度以降に、給水人口20万人以上の官公庁・公社等が発注した水道メーター計量業務に係る元請としての履行実績（履行が完了したものに限り。）を延べ3年以上有していること。（履行実績が包括委託契約の場合は、水道メーター計量業務を含む場合のみ可能とする。）なお、「官公庁・公社等」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人をいう。
- (3) 対象業務に業務責任者等、仕様書その他に定める業務の履行に必要な人員を配置し、

所定の期間内に確実に履行できること。

- (4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

### 3 入札参加資格審査申請書

公告の日から入札参加申請締切日までの間に八尾市ホームページに入札参加資格審査申請書の様式を掲載するので、これをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL

[https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/34-1-0-0-0\\_4.html](https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/34-1-0-0-0_4.html)

### 4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 入札参加資格審査申請書
  - イ 業務実績調書及びこれを証明する契約書の写し等
- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期限までに、受付場所へ持参又は郵送にて提出しなければならない。
- (3) 申請書類を郵送により提出する場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法によること。

### 5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日の翌日から令和6年6月24日までの日（八尾市の休日を定める条例（平成2年八尾市条例第20号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、郵送につ

いては受付期間内必着とする。

(2) 受付場所 八尾市光南町一丁目4番30号

八尾市水道局3階 経営総務課 管理係

## 6 入札参加資格審査及び通知

申請書により入札参加資格を審査し、その結果については、令和6年6月26日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認めなかった者に対しては、理由を付して通知する。

## 7 仕様書等に対する質疑及び回答

(1) 仕様書等に対する質疑は、入札参加資格を認められた者が、電子メールで行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質疑受付期間 令和6年6月26日から同年7月2日午後3時まで

イ 問合せ先 経営総務課 管理係

電子メールアドレス [suidoufaq@city.yao.osaka.jp](mailto:suidoufaq@city.yao.osaka.jp)

電話 072-923-6300（直通）

(2) 質疑に対する回答は令和6年7月5日に電子メールにより行うこととする。なお、受け付けた質疑及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対しても、同日に電子メールにより通知する。

## 8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手

続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

## 9 契約条項を示す場所

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

## 10 入札保証金

規程第9条に規定する入札保証金は、規程第11条の各号の1に該当する場合はその全部又は一部を免除とする。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、執行予定総額（入札金額に仕様書を基とする予定総件数3,552,000件を乗じて得た額に100分の10を加算した額）の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

## 11 入札書

所定の入札書に入札金額、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、届出印を押印のうえ入札箱へ投函すること。なお、2回目及び3回目の入札についても、同様とする。

入札参加者は、入札金額に検針1件当たりの単価を記載した入札書を、入札箱へ投入すること。なお、入札書は八尾市水道局ホームページからダウンロードした様式を使用すること。

入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税を含まない額）とし、金額の頭に¥マークをつけ、アラビア数字で記載すること。

## 12 委任状

入札書に代理人の印鑑を使用する場合は、委任状の提出が必要。その場合、入札書には、代理人の印鑑のみ押印のこと（会社の届出印の押印は不要。）

## 13 入札辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。なお、持参する場合は、入札開始時刻までにとし、郵送の場合は、令和6年7月9日（必着）までに、一般書留、簡易書留およびレターパックプラスのいずれかによる受付とする。口頭及び電話による辞退は認めない。

#### 14 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年7月10日（水） 午前10時00分
- (2) 場所 八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局4階 防災対策室
- (3) 開札 入札参加者全員の入札書投入が完了した後、ただちに開札を行う。

#### 15 入札の中止

入札に参加する者の数が2に満たない場合、及びその他やむを得ない事由による場合には、入札を中止する。

#### 16 落札者の決定

- (1) 落札者決定に当たっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。予定価格の範囲内で有効な入札がないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、入札は3回をもって終了する。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。くじは2段階で行うこととし、初めにくじを引く順序を決定するくじを行い、その後落札者の順位を決定するくじを行う。落札者の順位を決定するくじで1位の者を落札者とする。

#### 17 開札後に行う入札参加資格確認書類による事後審査

開札後、落札候補者となった者は以下の入札参加資格確認書類を提出し、入札参加資格の事後審査を受けなければならない。

##### (1) 入札参加資格確認書類

- ア 事後審査に係る誓約書
- イ 八尾市暴力団排除条例に基づく誓約書
- ウ 業務責任者届
- エ 業務副責任者届

##### (2) 入札参加資格確認書類の提出方法等

- ア 提出方法 持参又は郵送とする。
- イ 提出期限 令和6年7月11日 午後3時

提出期限までに提出されない場合は、当該落札候補者の資格を失うも

のとする。なお、郵送については消印有効とする。

ウ 提出先 前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

## 18 落札者の決定

(1) 開札後、落札候補者について前記17による事後審査を行い、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者として順次事後審査を行い、落札者を決定していく。

(2) 落札候補者が落札候補者の資格を失った場合は、次のとおりとする。

ア 事後審査において、落札候補順位第1位の者が失格と判断された場合、次順位者を繰り上げて新たに落札候補者とする。くじにより落札候補者が決定された場合の次順位者は、くじ順位によるものとする。落札候補者が落札候補者の資格を失った場合の新たな落札候補者となる次順位者への連絡は電話にて行う。水道局が指定する日時までに入札参加資格確認書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。

イ 事後審査の結果、落札候補者となった次順位者が有効と判断された場合、落札者として決定する。

## 19 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札候補者又は落札者が入札参加停止措置又は入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、落札候補者については無効とし、落札者については契約を締結せず、又は契約を解除することがある。この場合において、水道局は一切の責めを負わず、違約金として、執行予定総額（入札金額に仕様書を基とする予定総件数3,552,000件を乗じて得た額に100分の10を加算した額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 20 入札の無効

八尾市水道局競争入札要綱（以下、「入札要綱」という。）第7条の各号の1に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

## 21 契約保証金

落札者は、規程第31条第3号の規定による契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第32条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

## 22 問合せ先

前記「5 入札参加資格審査申請受付」(2)に同じ

電話 072-923-6300 (直通)

電子メールアドレス [suidoufaq@city.yao.osaka.jp](mailto:suidoufaq@city.yao.osaka.jp)

## 23 その他

- (1) 提出書類の返却はしない。また、提出書類は落札者決定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (2) 入札参加者は、入札要綱を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 入札の参加人数は、1業者1人とする。